

## 夜間中学校就学援助のお知らせ（令和6年度申請用）

（大事なお知らせですので捨てずに保管しておいてください）

熊本市教育委員会では、夜間中学校における義務教育の円滑な実施を図るため、熊本市夜間中学校就学援助要綱に基づく援助を行っています。

- 夜間中学校就学援助（準要保護）とは  
経済的理由によって就学困難と認められる生徒又は保護者について、就学に必要な費用を援助するものです。
- 夜間中学校就学援助（準要保護）の対象者  
熊本市に住所を有し、熊本市教育委員会が定める基準に該当する生徒又は保護者
- 対象条件  
(1) 生活保護の廃止又は停止の方（必要書類：保護廃止決定通知書）  
(2) 市町村民税の非課税の方（必要書類：原則不要、課税状況が確認できない場合は個人番号届出書）  
(3) 国民年金掛金免除の方（必要書類：国民年金保険料免除申請通知書（1/4免除を除く））  
(4) 児童扶養手当の支給を受けている方（児童扶養手当証書）  
(5) 上記には該当しないが、経済的に困っており同一生計の家族全体の所得が基準額以下の方  
（必要書類：源泉徴収票、確定申告書又は市県民税申告書等の写し）

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
所得基準額	208万円	250万円	293万円	333万円	378万円	418万円	460万円	502万円	544万円
給与収入額 （目安）	322万円	379万円	434万円	483万円	540万円	590万円	642万円	691万円	738万円

10人を超える場合は、1人増すごとに所得基準額に42万円を加算します。

※上記の所得基準額、給与収入額は変更となる可能性があります。

#### 4 申請期間等

令和6年度（2024年度）の申請は、令和6年（2024年）5月中旬頃から、生徒が在籍する夜間中学校で受け付けます。なお、市外からの転入、特別な事情等により経済状態が悪化した場合等による申請については、随時受け付けます。

#### 5 就学援助（準要保護）の費目と支給額【令和6年度（2024年度）】については裏面をご覧ください。

#### 6 注意事項（よくお読みください。）

- 前年度に就学援助（準要保護）を受けた方が、引き続き受給を希望する場合も、新たに申請が必要です。
- 生活保護（教育扶助）を受給している場合、申請書を提出していただく必要はありません。
- 申請書を提出いただいても、期限までに必要な添付書類の提出がない場合、認定日が遅れたり、認定できない場合があります。
- 審査結果については、学校を通じてお知らせします。なお、学務支援課にお問い合わせいただいても、本人確認がとれないためお答えできません。

# 就学援助（準要保護）の費目と支給額

【令和6年度（2024年度）】

※援助の種類及び支給額については変更になる場合があります。

援助の種類	支 給 額		支 給 時 期 (若干ずれることがあります)
	中 学 校		
学用品費等 (年額)	1年	25,040円	2月頃
	2、3年	27,310円	
修学旅行費	実費	認定日以降に参加した修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費を教育委員会が学校へ支払う。	
通学費	実費	認定日以降の生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費（片道の通学距離が6km以上の者について、その者が通学に利用する公共交通機関の旅客運賃。）を教育委員会が生徒又は保護者へ支払う。	
学校給食費	実費	認定日以降で、生徒又は保護者負担となる学校給食に要する経費を学校へ支払う。	
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	実費	認定日以降に参加した校外活動に直接必要な宿泊費、賃借費、交通費及び見学料を教育委員会が学校へ支払う。	

※1 上記の金額については、認定日が4月1日である場合のもの。認定日が4月2日以降である場合、学用品費等の支給額については、認定日以降の期間に応じて計算されます。

※2 援助の種類の中で一部のみの支給を希望する場合は、就学援助特定費目申請書を提出してください。（学校でお受け取りください。）

※3 実費とは実際にかかった費用のことで、修学旅行で例えると交通費やホテル代のほか見学料などが該当します。

不明な点がある場合、学校又は熊本市教育委員会 学務支援課（096-328-2716）にお尋ねください。